

第144号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成18年12月1日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年足立区条例第
60号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「の給料月額 100 分の 20 」を「が属する職務の
級における最高の号給の給料月額 100 分の 20 」に改める。

第11条第3項第1号及び第2号中「 1 万 $4,700$ 円」を「 1 万 $3,700$ 円」に改め、同項第4号中「 $4,500$ 円」を「 $5,500$ 円」に改める。

第13条第2項中「 100 分の 12 」を「 100 分の 18 」に改める。

第27条第2項中「 100 分の 160 」を「 100 分の 135 」に、「 100 分の 165 」を「 100 分の 140 」に改め、同条第3項中「 100 分の 160 」を「 100 分の 135 」に、「 100 分の 165 」を「 100 分の 140 」に、「 100 分の 80 」を「 100 分の 70 」に、「 100 分の 95 」を「 100 分の 80 」に改める。

第30条第2項中「 100 分の 47.5 」を「 100 分の 72.5 」に改め、同条第3項中「 100 分の 47.5 」を「 100 分の 72.5 」に、「 6 月に支給する場合においては 100 分の 22.5 、 12 月に支給する場合においては 100 分の 27.5 」を「 100 分の 37.5 」に改める。

第33条第2号中「並びに互助組合の貸付金及び立替金に係る返還金及び利子」を削る。

付則第5条中「前3条」を「付則第2条から前条まで」に改め、同条を付則第6条とする。

付則第4条の次に次の1条を加える。

(地域手当に関する経過措置)

第5条 平成22年3月31日までの間における第13条第2項の規定の適用については、同項中「100分の18」とあるのは、「100分の13」とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
再任用職員 以外の職員	1	146,000	円	161,200	円	307,800	円
	2	147,500		163,200		311,100	
	3	149,000		165,200		314,400	
	4	150,500		167,200		317,700	
	5	152,000		169,200		321,000	
	6	153,700		171,400		324,300	
	7	155,400		173,600		327,500	
	8	157,200		175,800		330,700	
	9	159,000		178,100		333,900	
	10	160,800		180,800		336,400	
	11	162,700		183,500		338,900	
	12	164,700		186,200		341,400	
	13	166,700		188,900		343,900	
	14	168,800		190,500		346,400	
	15	171,000		192,200		348,900	
	16	173,200		193,900		351,400	
	17	175,500		195,600		353,900	
	18	177,900		197,300		356,400	
	19	180,400		199,000		358,900	
	20	182,900		200,700		361,300	
	21	185,300		202,400		363,700	
	22	186,900		204,200		365,900	
	23	188,500		206,000		368,000	
	24	190,100		207,800		370,100	
	25	191,700		209,600		372,200	
	26	193,300		211,500		374,300	
	27	194,900		213,400		376,400	
	28	196,500		215,400		378,400	
	29	198,100		217,400		380,400	
	30	199,700		220,000		382,400	
	31	201,300		222,700		384,300	
	32	202,900		225,400		386,200	
	33	204,500		228,100		388,100	
	34	206,100		230,800		390,000	
	35	207,700		233,600		391,900	
	36	209,400		236,400		393,800	
	37	211,100		239,200		395,700	
	38	212,800		242,000		397,600	
	39	214,500		244,900		399,400	
	40	216,200		247,800		401,200	
	41	217,900		250,700		403,000	
	42	219,600		253,600		404,800	
	43	221,400		256,600		406,600	
	44	223,200		259,600		408,400	
	45	225,000		262,600		410,100	
	46	226,800		265,700		411,800	
	47	228,600		268,800		413,500	
	48	230,400		271,900		415,200	
	49	232,200		275,000		416,800	
	50	234,000		278,100		418,400	
	51	235,700		281,200		420,000	
	52	237,400		284,400		421,600	
	53	239,100		287,600		423,200	
	54	240,800		290,800		424,800	
	55	242,500		294,100		426,300	
	56	244,100		297,400		427,800	
	57	245,700		300,700		429,300	
	58	247,300		304,000		430,800	
	59	248,900		307,200		432,300	
	60	250,500		310,400		433,800	
	61	252,100		313,600		435,200	
	62	253,700		316,800		436,600	
	63	255,300		319,900		438,000	
	64	256,900		323,000		439,400	
	65	258,500		326,100		440,700	
	66	260,100		328,600		441,900	
	67	261,600		331,100		443,100	
	68	263,100		333,500		444,300	
	69	264,600		335,900		445,500	
	70	266,000		338,300		446,500	
	71	267,400		340,700		447,500	
	72	268,800		343,100		448,500	
	73	270,200		345,500		449,400	
	74	271,500		347,900		450,300	
	75	272,800		350,300		451,200	
	76	274,000		352,700		452,000	
	77	275,200		355,000		452,800	
	78	276,400		357,100		453,600	
	79	277,500		359,200		454,400	
	80	278,600		361,200		455,200	
	81	279,700		363,200		455,900	
	82	280,800		365,200		456,600	
	83	281,900		367,200		457,300	
	84	283,000		369,100		458,000	
	85	284,000		371,000		458,700	
	86	285,000		372,900		459,400	
	87	286,000		374,800		460,100	
	88	286,900		376,700		460,800	
	89	287,800		378,500		461,500	

90	288,700	380,200	462,200
91	289,500	381,900	462,900
92	290,300	383,600	463,600
93	291,100	385,200	464,300
94	291,800	386,800	465,000
95	292,500	388,400	465,700
96	293,200	389,900	466,400
97	293,900	391,300	467,100
98	294,600	392,700	467,800
99	295,300	394,000	468,500
100	296,000	395,300	469,200
101	296,600	396,600	469,900
102	297,200	397,900	470,600
103	297,800	399,200	471,300
104	298,400	400,400	472,000
105	299,000	401,600	472,700
106	299,500	402,800	473,300
107	300,000	404,000	473,900
108	300,400	405,200	474,500
109	300,800	406,400	475,100
110	301,200	407,600	
111	301,600	408,700	
112	302,000	409,800	
113	302,400	410,900	
114	302,800	412,000	
115	303,200	413,100	
116	303,600	414,200	
117	304,000	415,200	
118	304,400	416,200	
119	304,800	417,200	
120	305,200	418,200	
121	305,600	419,200	
122	306,000	420,200	
123	306,400	421,200	
124	306,800	422,200	
125	307,200	423,200	
126		424,100	
127		425,000	
128		425,900	
129		426,700	
130		427,500	
131		428,300	
132		429,000	
133		429,700	
134		430,400	
135		431,000	
136		431,600	
137		432,200	
138		432,800	
139		433,400	
140		434,000	
141		434,600	
142		435,200	
143		435,800	
144		436,300	
145		436,800	
146		437,300	
147		437,800	
148		438,300	
149		438,800	
150		439,300	
151		439,800	
152		440,300	
153		440,800	
154		441,300	
155		441,800	
156		442,300	
157		442,800	
158		443,300	
159		443,800	
160		444,300	
161		444,800	
162		445,300	
163		445,800	
164		446,300	
165		446,800	
166		447,300	
167		447,800	
168		448,300	
169		448,800	
170		449,300	
171		449,800	
172		450,300	
173		450,800	
174		451,300	
175		451,800	
176		452,300	
177		452,800	
再任用職員	225,100	279,600	346,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第10条第2項、第11条第3項第4号、第27条第2項及び第3項、第30条第2項及び第3項並びに第33条の改正規定並びに付則第4項の規定は、同年4月1日から施行する。

(給料月額の切替え)

- 2 施行日の前日において、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年足立区条例第15号）付則第5項及び第6項の規定により特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める給料月額（以下「人事委員会が定める給料月額」という。）を受けていた職員の施行日における給料月額は、人事委員会が定める。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

- 4 人事委員会が定める給料月額を受けている職員についてのこの条例による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項中「その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「その者につき足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年足立区条例第15号）付則第5項及び第6項の規定により人事委員会が定める給料月額」とする。

(平成19年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成19年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第27条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第4項及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年足立区条例第40号)第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(人事委員会が定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成18年4月1日(同月2日から平成19年3月1日までの間に新たに職員となった者(平成18年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。))にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成12年足立区条例第61号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.41を乗じて得た額に、平成18年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成18年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.41を乗じて得た額

(3) 平成18年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.41を乗じて得た額

6 平成18年4月1日から平成19年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員になった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める者との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

(委任)

7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。